

## 滋賀県 I C T 推進懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 地域や行政の課題解決に向けた有効な手段として I C T を積極的に活用し、I C T の進展に的確に対応しながら、中長期的かつ計画的に I C T 活用施策を推進していくための指針として、「(仮称) 滋賀県 I C T 推進戦略」(以下「戦略」という。)を策定するにあたり、有識者から意見を聴取し、検討するため、滋賀県 I C T 推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戦略の策定に向けた検討に関する意見・助言を行うこと。
- (2) その他戦略の策定にあたり必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 懇話会は別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に座長、副座長を置き、座長は、委員の互選により決定し、副座長は、委員のうちから座長が指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。
- 4 副座長は、座長に事故あるとき、または欠けたときに座長の職務を代理する。
- 5 懇話会に必要な応じてオブザーバーを置くことができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、戦略策定の日までとする。

### (会議)

第5条 懇話会の会議は、県民生活部長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、県民生活部長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。
- 3 県民生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県県民生活部情報政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、県民生活部長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 31 日から施行する。

(別表)

滋賀県ICT推進懇話会 委員名簿

[敬称略、五十音順]

氏名	団体・所属・役職等
アライ ミチコ 新居 道子	パナソニック株式会社 アプライアンス社 カンパニー戦略本部 事業開発センター 新規事業開発部 開発第三課 課長
アライ イスマイル 新井 イスマイル	奈良先端科学技術大学院大学 総合情報基盤センター 准教授
イ カド ヒデア 井門 英也	キステム株式会社 常務取締役
イシザワ トシヒロ 石澤 敏洋	株式会社リバネス 地域開発事業部 部長
イズミ シズエ 和泉 志津恵	滋賀大学データサイエンス学部 教授
イヤマ ミツ 居山 翠	株式会社ビイサイドプランニング 「RuSC」編集長
ウサ ツネヒロ 宇佐 恒浩	草津市教育委員会事務局 学校政策推進課 課長
オオスミ ヒロコ 大角 浩子	株式会社 日吉 総務部総務課 課長
サカイ オサム 酒井 道	滋賀県立大学 地域ひと・モノ・未来情報研究センター センター長
ナガタ サトル 永田 啓	滋賀医科大学 学長補佐(情報・IR担当) 滋賀医科大学附属病院 医療情報部 教授
ナカタニ ヨシオ 仲谷 善雄	立命館大学 情報理工学部 学部長
ヨシダ マサタカ 吉田 昌孝	株式会社HONKI 取締役・セキュリティエンジニア